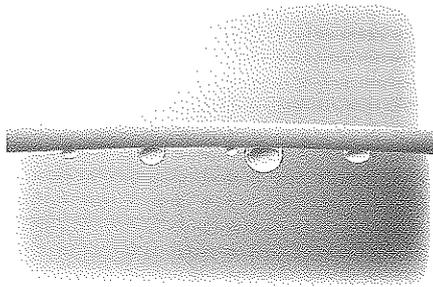


心身に重い後遺症を負い苦しみ続ける被害者、一家の働き手を失い途方に暮れる家族、亡くした子供のことを自分で厳しく責め続ける両親、犯罪や事件事故が引き起こす被害の底知れない深さ。犯罪被害者は、自らの権利を十分に主張できず、社会から孤立し置き去りにされています。



被害に遭ったことを一人で悩み、我慢している…
突然、被害に遭ったことを思い出す…
不安で夜も眠れない…
大切な人が事故に遭って、希望を失くしてしまった…
被害を受けた自分を責めてしまう…
誰も信じられず、何もする気になれない…

犯罪被害者は、身体的な被害や精神的・経済的被害に対して様々な救済支援を求めています。

ご相談はこちらまで

電話・面接相談 058-268-8700

フリーダイヤル 0120-968-783

メール相談 info@gifu-vsc.org

ホームページ <http://www.gifu-vsc.org>

TEL.058-275-3933 FAX.058-213-3933

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 シンクウツク行舎

ぎふ犯罪被害者支援センター

公益社団法人



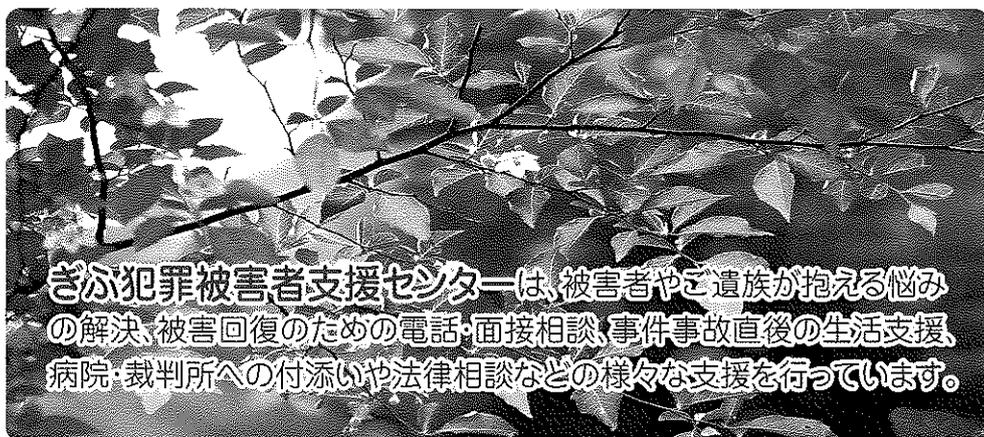
社会全体で被害者を支え合う協働社会つくり！
安全で安心して暮らせる社会つくり！

無縁なものであると思いがちです。

凶悪・悲惨な事件・事故が依然として後を絶ちません。殺人事件や飲酒運転による交通死亡事故など、事件・事故に巻き込まれた被害者が急増しています。誰もがその被害者、犠牲者となりうる危険な状態にあるのが現実ですが、私たちは、自分とは無縁なものであると思いがちです。

岐阜県内の犯罪の発生は、年間約3万件、うち殺人・傷害致死などの凶悪犯罪や性犯罪などの粗悪犯が約950件、交通事故の負傷者は、1万7千人を教え、尊い命を奪われた人は約150人にものぼっています。

一人にはならない、させない支援の手



ぎふ犯罪被害者支援センターは、被害者やご遺族が抱える悩みの解決、被害回復のための電話・面接相談、事件事故直後の生活支援、病院・裁判所への付添いや法律相談などの様々な支援を行っています。

被害に遭われたあなたへ

悲しみや苦しみ、辛いことを、
一人で抱えこんでいませんか……？
一人で苦しまないで、一人で悩まないで、
話すことから始めませんか。
私たちに話すことで、
あなたの気持ちが少しでも楽になれば……。

まずは お電話下さい。

電話・面接相談 058-268-8700
フリーダイヤル 0120-968-783

電話相談・面接相談

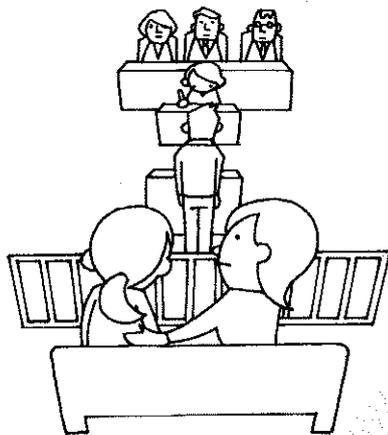
専門的な研修を受けた
ボランティア相談員が
応対します。
必要に応じて、精神科
医・弁護士・臨床心理士
が面接します。



付添い支援

警察署・検察庁での事情聴取や打合せ、裁判所での
公判傍聴、市役所などへの各種手続きの際に支援
員が付添います。

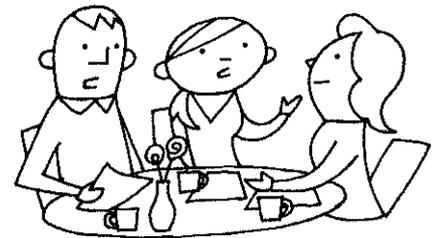
被害直後、ショックや
疲れから日常生活が困
難なとき、通院、家事の
お手伝いなど、一定の
範囲内で生活支援も
行います。



サポートセンターの活動

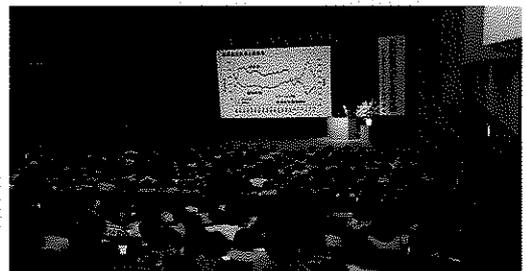
自助グループ支援

犯罪被害で家族を失った被害当事者の方たちの集まり
です。被害者、遺族の方が受ける衝撃は大きく、回復に
は長い年月がかかります。
自助グループでの仲間の存
在は、被害者の方の孤立感
や疎外感を軽減し、被害回復
に大きな力になると言われ
ています。



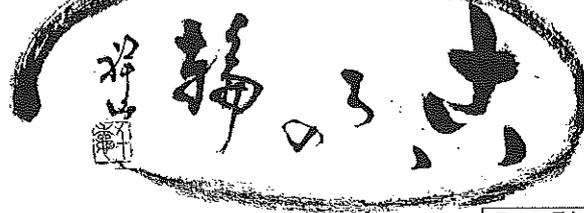
広報・啓発活動

被害者の置かれた現状や支援の必要性を広く社会に理
解していただくため、講演会の開催やチラシ・リーフレット
の配布などの街頭広報活動を行っています。



犯罪の被害に遭うことは、多くの人にとっては初めての出来事であり、その直後から様々な問題に直面し、心細く不安なものです。支援センターでは、被害に遭われた方々にお会いして支援を行っています。

一般社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター



【ニュースレター】「ぎふの輪」vol. 10

一般社団法人「ぎふ犯罪被害者支援センター」 設立趣意書



凶悪、悲惨な事件・事故が依然として後を絶ちません。東京秋葉原の通り魔殺人事件、名古屋市の闇サイト殺人事件や飲酒運転による交通死亡事故など、事件・事故に巻き込まれた被害者が急増しています。誰もがその被害者、犠牲者となりうる危険な状態にあるのが現実であるにも拘わらず、私たちは、自分とは無縁なものであると思いがちです。

犯罪被害者は、身体的な被害のみならず、それに起因する精神的・経済的被害に対して様々な救済と支援を求めています。心身に重い後遺症を負い苦しみ続ける被害者、一家の働き手を失い途方に暮れる家族、亡くした子供のことを自分で厳しく責め続ける両親など、犯罪や事件事故が引

き起こす被害の底知れない深さを思い知らされるところであります。「犯罪被害者は、社会の仕組みの犠牲者である。」とも言われ、自らの権利を十分に主張できず、社会から孤立し、置き去りにされているのが現状です。

平成17年4月1日、犯罪被害者等基本法が施行され、国、地方公共団体、関係機関・団体が連携し、被害者保護のための施策を総合的かつ計画的に推進していくことが明示されました。また、平成20年12月1日から刑事裁判手続きにおける「被害者参加制度」「損害賠償命令制度」も施行されたところであります。最近、被害者支援の在り方が認知され、犯罪被害者の権利擁護の必要性も認められるようになりました。

他の都道府県においては、既に多くの民間被害者支援団体が法人化され、幅広い支援活動が展開されています。被害者や遺族が抱える悩みの解決、被害回復のための電話相談、面接相談などのカウンセリングや被害者支援のための広報啓発活動、さらには、事件・事故直後の生活支援、病院・裁判所などへの付添いや法律相談、加害者に対する損害賠償請求に至るまで様々な支援が行われ、その大きな役割を果たしています。

当県におきましても、平成16年6月1日、団体、企業、個人など県民各層の有志が母体となる「ぎふ犯罪被害者支援センター」が設立されました。犯罪被害者支援の活動は、高い公共性、公益性を有しており、社会的に認知されることが極めて重要であると考えます。

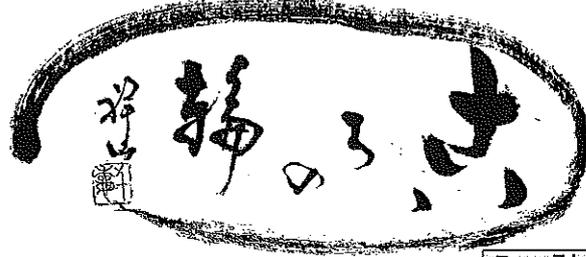
任意団体である「ぎふ犯罪被害者支援センター」は発足後5年を迎えました。これを契機に、組織・支援体制の整備、事業の拡充を図ることを目的に、その事業を継承して、「一般社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」を設立しようとするものであります。また、近い将来において、公益法人認定法に基づく公益社団法人の設立、更には、犯罪被害者等支援法に規定する「犯罪被害者等早期援助団体」の指定をも目指します。

社会全体で被害者を支え合う協働社会づくり、安全で安心して暮らせる社会づくりの一翼を担うための活動を展開します。このことは、延いては、犯罪防止を推進する気運の醸成にも寄与するものと考えます。

平成21年6月1日

(社)ぎふ犯罪被害者支援センター 設立時代代表理事 杉田憲夫

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター



ニューズレター「ぎふの輪」vol. 11

公益法人の認定を受けました

1 昨年 12 月、公益法人制度改革 3 法が施行されました。これに伴って、当支援センターは、昨年 10 月 1 日、公益認定申請を行いました。公益認定審査委員会での審議を経て、12 月 1 日、岐阜県知事から公益社団法人の「認定書」を受領しました。12 月 4 日には、新法人の変更登記を行い、「公益社団法人」として新たに事業活動を展開することとなりました。

約 1 年 3 か月の歳月を要しましたが、県担当者のご指導を得て、順調に申請作業を進めることができました。地元マスメディアにも大きく報道されるなど、犯罪被害者支援の活動とセンターの存在が社会に認知され、評価されることとなりました。

中日新聞 平成21年12月3日

今回の制度改革の狙いは、民間主導の公益活動をより活発化して、県民生活の向上を図ることにあると言われていています。公益活動は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と新しい法律に謳われています。公益認定を受けると同時に、事業活動、財務運営など、すべてが新しい制度・基準に基づいて運営することとなり、公益法人としての主体性、情報公開と説明責任が求められるようになりました。

当支援センターは、平成 16 年 6 月に民間の被害者支援団体として発足し、以来 5 年半が経過しました。被害者からの電話相談、面接相談や裁判所への付添い支援などを通じて被害に遭われた方々の心の苦しみに耳を傾けてきました。多くの活動実績を積み重ねてまいりましたが、これまでの活動を礎に、公益性が認められる団体として社会的な役割を果たしていきたいと思えます。

ぎふ犯罪被害者支援センター

同センターは〇〇 裁判の傍聴に付添う四年に設立され、今年 精神面のサポートなど六月に一般社団法人に取り組みしている。現在三人の常勤職員、十一月までの対応員と十七人のボランティアが、被害者からの電話や面接相談を受け、相談は年々増加しているが、専門家の紹介や、寄付金は不足の

ぎふ犯罪被害者支援センター（岐阜市）田中が、一日付で公益社団法人の認定を受けた。岐阜県では、警察や司法とは別に精神面で継続的にサポートする民間の支援センターが本格活動したのは三年ほど前から、さらなる活動の充実に努める。（中略）

公益法人に認定

税優遇で基盤強化

影響で減少気味。団体への寄付が税の優遇対象になる公益法人となることで、さらなる基盤強化を目指す。同センターは八日午後一時から、飲酒無免許の検本真実までは「発当初からのサポートが重要」と話して、支援を呼び掛けている。同センターは八日午後一時から、飲酒無免許の検本真実までは「発当初からのサポートが重要」と話して、支援を呼び掛けている。同センターは八日午後一時から、飲酒無免許の検本真実までは「発当初からのサポートが重要」と話して、支援を呼び掛けている。

活動充実へ意欲

1 昨年 12 月、被害者の人権を護るための司法制度改革が行われました。

これまでは傍聴席で見守るしかなかった殺人や傷害事件などの被害者やご遺族が、刑事裁判の場で被告人に対して質問するなど裁判に参加できる制度。経済的に余裕のない方でも、弁護士の援助を受けることができるよう裁判所が弁護士を選定し、国が費用を負担する「被害者参加人のための国選弁護制度」がスタートしました。

更には、刑事事件を担当した裁判所が損害賠償請求の審理を行って加害者の賠償を命じる「損害賠償命令制度」も導入されました。民事裁判を提起することによる経済的・精神的負担が軽減されました。

公益法人改革、司法制度改革と同時に、当支援センターの活動も様変わりするものと思います。被害者の置かれた境遇に少しでも寄り添えるよう、公益法人化を機に、新制度の理念に則して、地域の安全・安心づくりのため社会に貢献できる団体として、被害者支援の活動を拡充してまいりたいと思います。

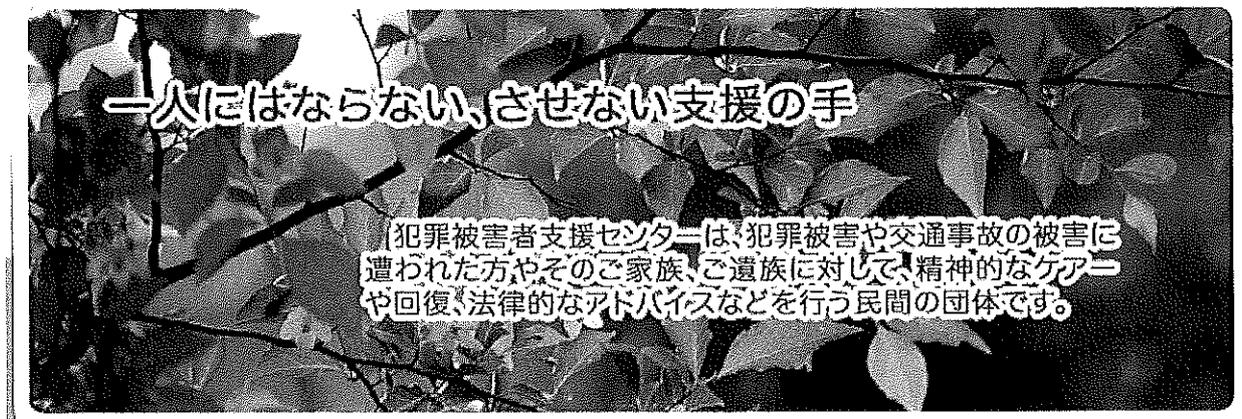
(事務局長 吉田千秋)

電話・面接相談 ☎ 058-268-8700 ☎ 0120-968-783

メールでの相談 info@gifu-vsc.org

10時から16時まで（土・日、祝祭日を除く）

被害者サポートセンターは、犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族をサポートする機関です。



被害者のあなたへ

犯罪被害に遭われたあなたへ
被害者が受ける様々な被害
電話・メール・面接相談
直接支援、自助グループ活動
被害者ご遺族の手記

被害者保護のための法制度

刑事手続きの流れ
犯罪被害者支援制度

センターの活動

今までの活動内容
機関紙「こころの輪」
講演会、広報啓発活動

センターの紹介

センターの所在地
組織構成、役員紹介
設立の趣旨・定款
財務状況(事業計画書、収支予算書)

支援者のあなたへ

入会のご案内
支援活動員の募集
ご意見、要望

関係機関リンク

支援窓口、全国被害者支援ネットワー
ク

トピックス

- 2010年3月1日 [ボランティア相談員を募集します\(PDF\)](#)
- 2010年1月29日 [機関誌「ニュース・レターVOL11」を発刊しました](#)
- 2009年12月1日 [公益社団法人の認定を受けました\(PDF\)](#)
- 2009年10月8日 [フリーダイヤルを新設しました](#)
- 2009年10月1日 [ホームページをリニューアルしました](#)

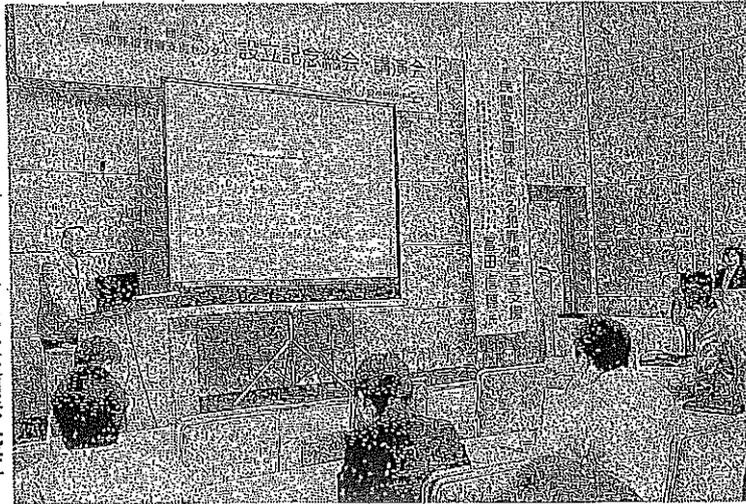
公益社団法人
ぎふ犯罪被害者支援センター
〒500-8384
岐阜県岐阜市藪田南5-14-12
シンクタンク庁舎
電話: 058-275-3933
FAX: 058-213-3933
E-mail: jimu@gifu-vsc.org

「ぎふ犯罪被害者支援センター」社団法人化

「被害者の声に耳を」

岐阜市

記念講演会で
富田・常磐大教授
支援の意義語る



ぎふ犯罪被害者支援センターの一般社団法人設立を記念した講演会。岐阜市柳ヶ瀬通、ホテルグランドウェール岐阜

6月から一般社団法人化した「ぎふ犯罪被害者支援センター」の記念講演会が1日、岐阜市内のホテルで開催され、常磐大学大学院被害者学研究所の富田信穂教授が民間支援団体の意義や課題を講演した。

テーマは、「民間支援団体による犯罪被害者支援」。関係者ら約90人が参加した。

富田教授は、民間支援団体の意義について「警察に通報しない人でも支援ができる」などと説明。「まずは被害者の声に耳を傾けること。被害者が支援を受けることは、恩恵で

も感得でもなく、権利だと語った。

講演会の冒頭では、向センター事務局が、1日付で任意団体から一般社団法人になったことを報告した。

犯罪被害者支援 専門家が講演会

岐阜で施設5周年

ぎふ犯罪被害者支援センター（岐阜市）の設立五周年を記念した講演会が1日、同市のホテルグランドウェール岐阜であり、常磐大学大学院被害者学研究所の富田信穂教授が講演した。同センターのボランティア相談員や犯罪被害者に関する市民ら約九十人が参加。富田教授は、警察の認知件数よりも実際の被害者が多い性犯罪の現状や、全国の犯罪被害者支援制度の歩みなどを紹介した。

その上で「被害者は自分で立ち直る力を持っているが、被害者の立場を尊重した支援が

必要」と強調。「被害者の声に耳を傾けるのは社会の義務。被害者は支援を受ける権利がある」と締めくくった。（宮畑謙）

ぎふ犯罪被害者支援センター

「社団法人」に

発足5周年 電話相談3時間延長

を受けたボランティア22人が、電話や面談で被害者の悩み相談に応じたり、裁判所や病院へ付き添うなどの支援活動をしている。

吉田千秋事務局長によると、現状は被害者側から連絡がなければ対応できない「受け身の状態」。しかし、「特に精神的なケアは事件直後から継続した対応が必要」といって、県公安委員会が指定する「早期援助団体」を「早期援助団体」を指定には公益社団法人の認定が必要のため、その前段階として社団法人を設立した。

吉田事務局長は「被害者、遺族の境遇に少しでも寄り添えるように支援活動の充実を図りたい」と話している。センターは6月1日から電話相談（058・268・8700）の受付時間を3時間延長。平日の午前10時から午後4時まで相談に応じる。

【三上剛輝】

2009年(平成21年) 12月3日(木曜日)

中 日 新 聞

公益法人に認定

ぎふ犯罪被害者支援センター

ぎふ犯罪被害者支援センター(岐阜市藪田南)が、一日付で公益社団法人の認定を受けた。岐阜県では、警察や司法とは別に精神面で継続的にサポートする民間の支援センターが本格始動したのは三年ほど前からで、さらなる活動の充実を図る。

(中崎裕)

同センターは二〇〇〇裁判の傍聴に付き添う四年に設立され、今年精神面のサポートなど六月に一般社団法人に取り組んでいる。現在三人の常勤職 十一月末までの対応員と十七人のボランティアがすでに前年度のイアが、被害者からの一年分に達するなど、電話や面接相談を受け 相談は年々増加しているが、専門家の紹介や 寄付金は不況の

税優遇で基盤強化

影響で減少気味。団体への寄付が税の優遇対象になる公益法人となることで、さらなる基盤強化を目指す。

次のステップとし、発生直後に県警から情報提供を受けて支援を始める「早期援助団体」の指定を目指している。東海地方で早期援助団体がないのは岐阜県だけだが、センターは同防音環境の整った相談室の整備が必要となる。

同センターは八日午後二時から、飲酒無免許運転の交通事故で一人息子を失い、道交法改正に尽力した鈴木共子さんの講演会と遺族援助会を岐阜市で開催。問い合わせは同センターへ(275) 39333

活動充実へ意欲

などハード面で課題が残る。

同センター主任相談員の塚本真美子さんは「発生当初からのサポートが重要」と話し、支援を呼び掛けてい

◇

岐阜新聞

ぎふ犯罪被害者支援センター
公益社団法人に認定

一般社団法人「ぎふ
ぎふ犯罪被害者支援センター」(岐阜市)が、今日(1日)付で県から公益社団



公益認定書を受け取る杉田憲夫理事長
(右) 県警本部

法人に認定され、公益認定書交付式が4日、県警本部で開かれた。同センターは2004(平成16)年に設立し、今年6月には一般社団法人化。犯罪被害者を早い段階から能動的に支援できる犯罪被害者等早期援助団体の指定を目指し、公益社団法人化を進めてきた。

式では、杉田憲夫理事長が瀧沢裕昭本部長から認定書を受け取り、「やっと公益社団法人に認められた。早期援助団体の指定を受けられるよう努力したい」と話した。同センターの相談件数は増加傾向にあり、昨年度の225件に比べ、本年度は11月末ですでに221件。今後は自助グループの立ち上げなどにも力を注ぐ方針。

中日新聞

公益社団法人化で認定証を交付
ぎふ犯罪被害者支援センター
ぎふ犯罪被害者支援センターは、2004年に設立され、犯罪被害者からの相談を受け、被害者への付添い支援などを行っている。瀧沢裕昭県警本部長から認定証を受けた杉田憲夫理事長(写真)は「被害情報を県警からもらえる早期援助団体に指定されるよう、努力していきたい」と語った。(中崎裕)



同センターは2004年に設立され、犯罪被害者からの相談を受け、被害者への付添い支援などを行っている。瀧沢裕昭県警本部長から認定証を受けた杉田憲夫理事長(写真)は「被害情報を県警からもらえる早期援助団体に指定されるよう、努力していきたい」と語った。(中崎裕)

読売新聞

犯罪被害者支援センター
公益社団法人認定書を交付

今日(1日)に公益社団法人になった「ぎふ犯罪被害者支援センター」(岐阜市)の認定書交付式が4日、県警本部で行われ、瀧沢裕昭・県警本部長が杉田憲夫・同センター理事長に認定書

を手渡した。杉田理事長は「設立から5年半を迎える。ようやく公益社団法人化することができた。次の目標は、犯罪の発生直後からサポートに当たる早期援助団体の指定を受けること」と抱負を語った。

同センターによると、被害者からの相談件数は増加傾向にあり、今年度はすでに昨年度の225件に迫る221件(11月30日現在)が寄せられた。同センターは来年度内の早期援助団体指定を目指して、面談室や電話相談室など施設面の改良を進めている。

殺人事件公判後の記者会見に支援員が同席

平成21年7月15日(水) 岐阜地裁で殺人事件の判決公判が開かれ「無期懲役」の実刑判決が下されました。その後、共同記者会見が行われ、当センターの副理事長、県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長の鈴木雅雄弁護士と相談員、支援員の3名が記者会見に同席しました。

席上、遺族の母親(武井貴代美さん47歳)は、公判で意見陳述した《遺族の処罰感情》が全面的に認められたことや、弁護側の主張が全面的に排斥をされたことの安堵感を会見で話されました。また「ここまで乗り越えられたのは、犯罪被害者支援センターや周りの方達のお陰です。」と感謝の気持ちを述べられました。

この殺人事件は、平成19年4月28日、岐阜市内で発生した『同級生殺傷事件』で、当センターは初公判以来9回に亘って傍聴・取材付添支援をしてきました。



元同級生殺傷で無期判決

小野被告に岐阜地裁

「確定的殺意あった」 供述の任意性認める

岐阜市で2007年、中津川の同級生の若るを金堂(なまご)で殺害した元同級生小野(おの)被告に、無期懲役判決が下された。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。



被告は、被害者を「確定的殺意」を有して殺害したと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。

遺族「求刑通り、ぼつと」

「反省してない」被告に憤り

遺族は、被告が「確定的殺意」を有して殺害したと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。



判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。判決は、被告が「確定的殺意」を有していたと認め、供述の任意性を認めた。

交通事故遺族、癒えぬ悲しみ共有

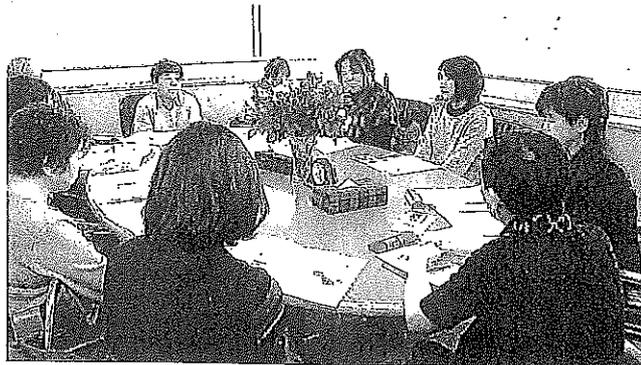
交通事故で家族を失った遺族が集まり、被害回復を図る県内の自助グループ「ふれあい」が28日発足し、被害回復を模索する取り組みの第一歩を踏み出した。岐阜市内で同日開かれた第一回会合には、交通遺族9人が出席し、年月が経過しても癒えない胸の内を互いに打ち明けた。

(河合倫)

多くの犯罪被害者支援センター(岐阜市)の被害者支援活動の一環で、犯罪被害者の自助グループは県内初という。同じようなつらい体験をした被害者が交流することで、孤立感や疎外感が軽減されることとされる。

県内に自助グループ

岐阜市で体験「素直に話せる」



テーブルを囲み、互いのつらい体験に共感し合う交通遺族ら—28日午後、岐阜市内

ふれあいは、会員の自助グループ内では外で話さない▽ほかの発言は静かに発する運営を意識し▽

に最後まで聞く▽など、会合での約束事のみ。入会や脱会、出席の有無も本人の自由となっている。

この日は出席者が自らの体験を報告。揖斐郡揖斐川町の女性は「周りは気遣って来てはくれたが受け入れられなかった人が、同じ体験をしている人だと心を開き告白。岐阜市の夫婦は、加害者が起訴されない間について「誰もこの先、どうしたらいいか示してくれなかった。」「まだ突き詰めても満足はな」と涙を拭きながら話した。

同センター主任相談員の塚本真美子さんは「主役はメンバーの皆さん。自由に話せる場を提供したい」と語った。次回は2月18日午後1時30分から行われ、同センターへの問い合わせはフリーダイヤル(0120)698780。

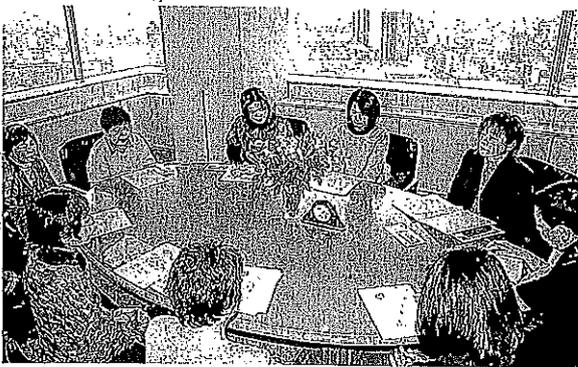
交通事故遺族癒やしへ交流

グループ発足

交通事故で家族を失った遺族が集まり、被害回復を図る県内の自助グループ「ふれあい」が28日発足し、被害回復を模索する取り組みの第一歩を踏み出した。岐阜市内で同日開かれた第一回会合には、交通遺族9人が出席し、年月が経過しても癒えない胸の内を互いに打ち明けた。

朝日新聞(2010.1.29)

語り合う場名称「ふれあい」



肉親を失った遺族が語り合う会合で—岐阜市の県民ふれあい会館で

交通事故遺族 岐阜で9人が初会合

交通事故で肉親を失った遺族が語り合う会合が開かれた。岐阜市内の遺族が参加し、グループ名以外に話したグループは「七回」の初会合が二十八日「ふれあい」に決まると、遺族間に息を吐いたが、どうして、岐阜市の県民ふれあい、思いを語り合う。遠方まで通うのは大それたことだったが、案「この声が多く、認められず、いまだに犯罪被害者支援センター「深も出ない」と語りながら、胸の内を語った。

「いまだに涙出ない」「救い求めて探した」

同センター相談員の「ネットと同じ経験塚本真美子さんが遺族を探した。遺族感情に良い悪いはないと止まらざるを返す。安心して話して」と、事故後とあいまし、語り合の心機を語った。

活動は「1カ月に1回飲酒運転の追走車との予定、次回は二月の事故で息子を失った十八日。問い合わせは岐阜市の女性センター「電話0120-698780」で消防署へ行った。」「いまだに涙出ない」と語り合

〈一般社団法人〉ぎふ犯罪被害者支援センター

被害者参加・損害賠償命令制度の研修

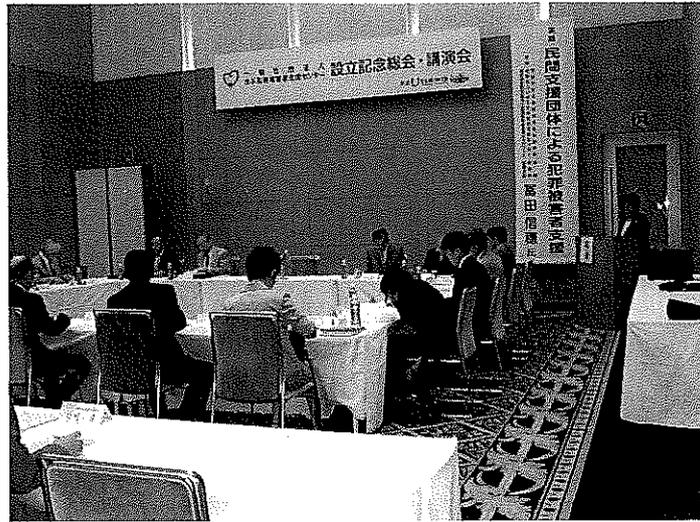
当センターでは、6・7月のスキルアップ研修で被害者参加・損害賠償命令制度について集中的に講義を受けました。6月の研修では、法テラス岐阜地方事務所から中澤弁護士を講師に『法テラスの業務と被害者支援活動』と題して、7月の研修には、愛知大学法科大学院の伊藤・加藤教授から『被害者支援プログラムの活用』と題して研修を受けました。

今後は、支援センターと法テラスとの間で紹介事案が増えていくと思われ、相互の連携を図るべく意思統一を図りました。

法科大学院では、『被害者支援プログラム』の冊子を大学院生の方達と作成された経緯もあり、被害者のニーズに応じた支援機関の制度や法律の解釈等、支援員からの質問にも例を挙げて分かりやすくご指導いただきました。



一般社団法人設立総会



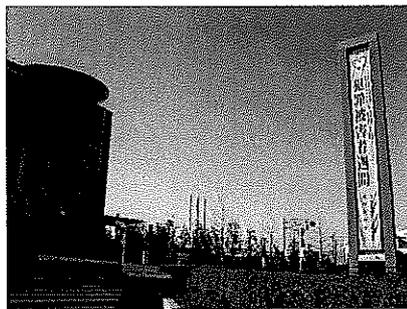
スキルアップ研修

一日研修



暴力追放大会

懸垂幕



ふれあい会館展示

街頭広報

イオン



被害者の母「命」訴える

交通事故や事件に巻き込まれて命を奪われた人の遺品などを展示する「生命のメッセージ展」を全国で開催している鈴木共子さん(60)が、8日、岐阜市橋本町1丁目目のじゅうろくプラザで講演する。飲酒運転の車にはねられ長男を失った体験をもとに、命の大切さを訴える。

(逸見那由子)

交通犯罪テーマに講演 岐阜市で8日

「被害者講演会」は、公益 裁判模原支部で懲役5年6カ 月、判決を受けた。 悪質性が高いにもかかわらず罪が軽いと感じた鈴木さん は、悪質な運転者に対する厳罰化を求めて署名を集め、法務大臣に渡した。01年12月 に、危険運転致死傷罪(最高 懲役20年)が施行された。07 年には、こうした活動を続け た鈴木さんをモデルにした映 画「0からの風」が公開され た。

講演会は8日午後2時か ら。入場無料(先着200 人)。問い合わせは同セン ター(058・275・39 33)。

鈴木共子さん「ぎふ犯罪被害 者支援センター提供」



命の尊さ呼び掛け

息子が交通事故死 神奈川の鈴木さん 岐阜市で講演会

岐阜新聞

2009年(平成21年)12月10日 木曜日

「被害者遺族に支援を」



交通事故で息子を失 市橋本町のじゅうろく った被害者遺族の鈴木 プラザで行われた。家 共子さん「神奈川県座 族を失った遺族の悲し 間市」の講演が、岐阜 みや、命の大切さを伝 えた。

「理不尽な死を無駄にし たくない」と話す鈴木共 子さん「岐阜市橋本町、 じゅうろくプラザ

「命が守られる社会を 実現したい」と強く訴 えた。 遺族にとつ ても慰めになる」と話 した。 被害者遺族という立 場から「周囲の理解と 適切な支援があれば、 それを生きる力にする ことができる」とし、 理解と支援の大切さを 訴えていた。

(小西里奈)

2009年(平成21年)10月4日 日曜日

犯罪被害者の実情知って



○「犯罪被害者について」ぎふ犯罪被害者支援センターは、岐阜市の柳

犯罪被害者支援を呼び掛けるリーフレットを配るボランティアから「岐阜市柳ヶ瀬通

ヶ瀬商店街で街頭啓発を行った。

犯罪被害者の日(10月3日)に合わせ、毎年、ぎふ信長まつりで街頭啓発活動を行っている。この日は会員やボランティアら8人が参加。「広げよう被害者支援の輪」と書かれたたすきを手に、リーフレットやティッシュペーパーなどを配った。

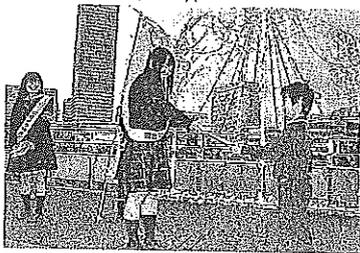
2009年(平成21年)11月29日(日曜日)

犯罪被害者への支援制度理解を

JR岐阜駅で 高校生ら啓発

県警やぎふ犯罪被害者支援センターは二十七日、JR岐阜駅でチラシを配り、犯罪に巻き込まれた人への支援制度やセンターへの理解を求めた。

二十五日(十二月一日)の犯罪被害者週間に合わせ開催。警察官や相談員のほか、市岐阜



商と富田、岐阜東の各高校の生徒計二十人も参加した。写真。

関連行事として、飲酒運転の車に愛息を奪われたのをきっかけに、各地を回って生命の大切さを訴えている鈴木共子さんを招いた

講演会も十二月八日午後二時から、岐阜市橋本町のじゅろうくプラザで開く。入場無料。問い合わせは、向センター(電話058-275)3933へ。(多園尚樹)

人権啓発フェスティバル ハートフルフェスタ 2009 ぎふ

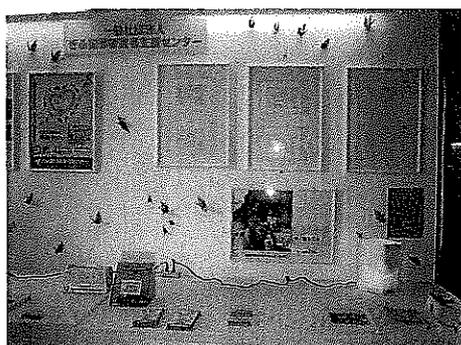
日時：平成 21 年 9 月 19 日（土）20 日（日）

場所：長良川国際会議場

会場正面玄関



展示ブース 第 1 日目



第 2 日目



手記の朗読



啓発用品の配布

